

テーマ：減価償却制度の見直しの影響について

発表日：2006年11月1日（水）

～設備投資の増加効果に加え、長期的な経済活性化も期待できる～

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 副主任エコノミスト 長谷山 則昭

TEL:03-5221-4525

（要旨）

- 来年度の税制改正に向けて様々な議論が行われているが、特に注目されているのが「減価償却制度の見直し」である。全額損金算入が設備投資に与える影響としては、①減価償却費の増加による手元資金の増加、②資本コストの低下、③固定資産税の減少、の3つのパスが考えられる。
- ①減価償却費の増加による手元資金の増加については、償却方法次第ではあるものの、設備投資を0.4%ポイント押し上げる効果が期待できる。耐用年数の短縮も考慮すれば、見直し当初の設備投資の押し上げ効果がさらに高まることも考えられる。また、設備の償却をより多く行うことができれば、投下資本を早期に回収できることになるため、企業は設備投資をしやすくなると考えられる。②資本コストの低下については、設備投資は0.6%ポイント押し上げる効果が見込まれる。さらには、③設備の償却が100%認められるとすれば固定資産評価額も変更が出てくる可能性がある。固定資産税の減少というパスからも設備投資は0.1%ポイント押し上げられる。
- 減価償却制度の見直しによる影響を合計すると、設備投資は1.1%ポイント押し上げられ、設備投資の増加効果は小さくない。ただし、対象が新規投資分などに限られた場合には、この見直しによる効果は大きく減少する。企業活動の活発化を促すためには、既存設備も含めた見直しが求められよう。
- さらには、設備投資が促進されることによって設備ストックの質が向上すれば、生産性の向上にもつながると考えられる。GDPギャップがほぼなくなってきた現在、今後は潜在成長力の引き上げが課題となってくるが、減価償却制度の見直しは長期の観点から考えても有効である。生産人口の増加が期待しにくい以上、長期的な成長を遂げる上では、資本の蓄積や技術の進歩がこれまで以上に重要なファクターとなってくる。長期的な経済活性化という視点からも、設備投資の増加およびベンチマークの低下につながる減価償却制度の見直しは実施すべき政策といえる。

○来年度の税制改正のポイント「減価償却制度の見直し」

来年度の税制改正に向けて様々な議論が行われているが、特に注目されているのが「減価償却制度の見直し」である。自民党税制調査会でも、①償却可能限度額・残存価額の取り扱い、②法定耐用年数と実際の使用年数、③収益力のない企業や農業法人への影響、④制度の簡素・柔軟性、⑤固定資産税（償却資産）との関係を挙げて、検討項目としている。来年度の税制改正で「減価償却制度の見直し」が行われるとすれば、企業の設備投資行動に直結する大きな制度変更となる。

減価償却制度の見直しについては、まず設備の全額損金算入を認めることが検討されている。現行の制度では、法定耐用年数を迎えた設備は取得金額の10%を残存価額として帳簿上残す必要があり、法定耐用年数を超えても5%は資産に計上しなければならない（資料1）。一方、主要先進諸国では設備の100%の減価償却が可能なのが一般的である。また、各資産の法定耐用年数も他の先進国と比べて複雑になっており、耐用年数自体も長いとの指摘がある。そもそも現行の減価償却制度は1964年の改正以来、全面的な見直しが行われていないことが問題であり、技術の進歩や企業を取り巻く環境の変化の中で実態と制度との不具合は大きくなっ

ていると考えられる。減価償却制度の実状に即した見直しは、企業の活力を高める上でも重要であろう。

全額損金算入が認められた場合、経済に対する影響としては、①減価償却費の増加による手元資金の増加、②資本コストの低下、③固定資産税の減少等が考えられる。現時点では減価償却制度が具体的にどのような形で見直されるのか決定されていないことから詳細な試算を行うことは難しいが、一定の仮定の下、どのような影響が考えられるか検討してみる。

資料 1 主要先進国の減価償却制度

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
償却方法	建物	定額法	定額法	定額法(事務所、店舗等は償却不可)	定額法	定額法
	機械装置	定額法・定率法選択	原則150%定率法又は200%定率法(注2)。但し、定額法の選択が可能	定率法	定額法・定率法選択 但し、定率法の場合定額法の償却率の2倍または20%のどちらか低い方を選択	原則定額法 但し、償却期間が3年以上にわたる一定の機械、設備等について定率法を選択可能
償却期間	建物(注1)	21～50年	27.5年又は39年	定額法(4%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	定額法(3%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	通常一般に使用される期間
	機械装置	2～25年	3～20年	定率法(25%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	3～33年	
償却可能限度額		95%	100%	100%	100%(注3)	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし

(注) 1. 建物は鉄筋コンクリート造の場合

2. アメリカの200%定率法(150%定率法)とは、耐用年数に対応する定額法の償却率の2倍又は、残存償却期間に対応する定額法の償却率のうちいずれか高い方を適用する制度である

3. ただし、備忘価額1ユーロ

(出所)財務省資料

○全額損金算入の効果①：手元資金の増加により、設備投資は0.4%ポイント押し上げられる

全額損金算入が認められれば、これまで資産に計上しなければならなかった10%ないしは償却可能限度額の5%に達した設備も償却ができることから、減価償却費は増加することが想定される。また、償却可能限度額の引き下げによって償却率が見直されることも減価償却費の増加に寄与しよう。損金計上の額が増えれば法人税を圧縮することができ、企業の手元資金が増えることによって新規の設備投資がさらに活発化する可能性が考えられる。

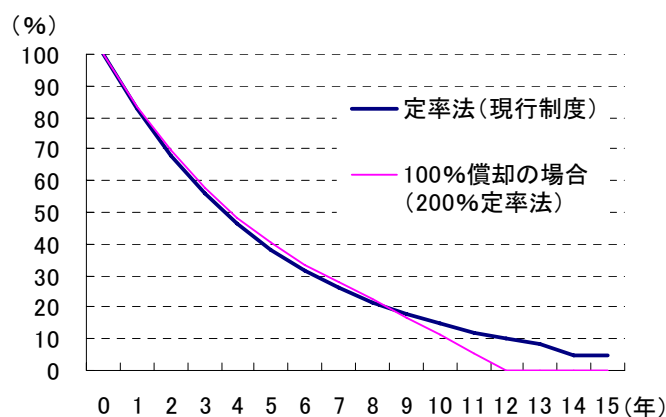
まず資産別に全額損金算入の影響を考えてみる。機械設備については概ね耐用年数12年程度のものが多く、現行制度では資料2のような償却曲線となる。しかし、米国で採用されている200%定率法(償却方法の詳細は資料1の(注)2を参照)を元に100%の償却が行なわれるとすれば、9年目以降に累積償却額は増加する計算になる(資料2)。また、耐用年数35年の構築物の償却を現行制度と100%償却が認められた後とで比較すると、資料3のような見直しがあった場合と現行制度を比較すると、見直し後の償却率は4.2%程度上昇するとの結果が得られる(注1)。ここで2005年の減価償却費の40兆3,254億円(国税庁「税務統計」)を基準にすれば、見直し後の減価償却費の増加分は1兆6,896億円と試算できる。ただし、黒字企業数は2005年で全体の37.1%であり、黒字企業が計上した減価償却費額は全体の66.9%である。赤字企

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

業の場合は減価償却費を多く計上しても法人税を圧縮することはできないため、黒字企業の減価償却費額の割合で按分した1兆1,308億円が企業のキャッシュフローに影響する分と考えられる。そして、この1兆1,308億円に法人税の実効税率39.54%を乗じた4,471億円が減価償却費の増加による減税規模となる。

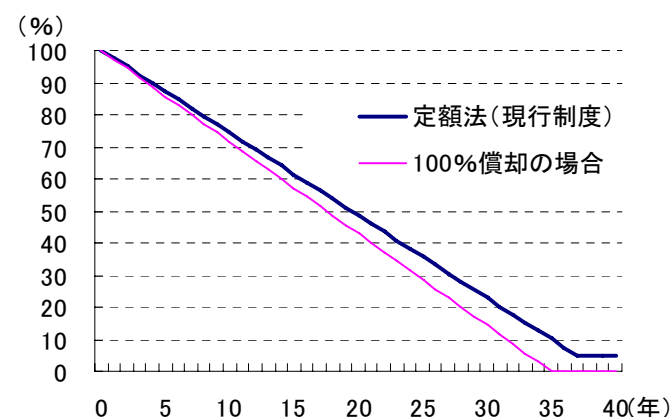
一方、経済産業省が実施した残存価額を引き下げた場合のキャッシュフローの使用目的に関するアンケート結果を見ると、69.1%が設備投資に使うと回答している（資料4）。また、法人企業統計季報の設備投資/キャッシュフロー比率を求めると、足元では約0.70であることも勘案すると、追加的なキャッシュフローがあった場合には、その7割が新規の設備投資に振り向けられると想定できる（注2）。4,471億円の減税によって設備投資は3,130億円、0.41%ポイントの押し上げ効果が期待できる。なお、今回は法定耐用年数の短縮等の見直しは考慮していない。経済産業省の調査によれば、先進諸国と比較して法定耐用年数が日本は長いものが多いことから、法定耐用年数の短縮も認められれば見直し当初の減価償却費が多くなり、設備投資の押し上げ効果がさらに高まることも考えられる。

資料2 減価償却の推移（12年、定率法の場合）



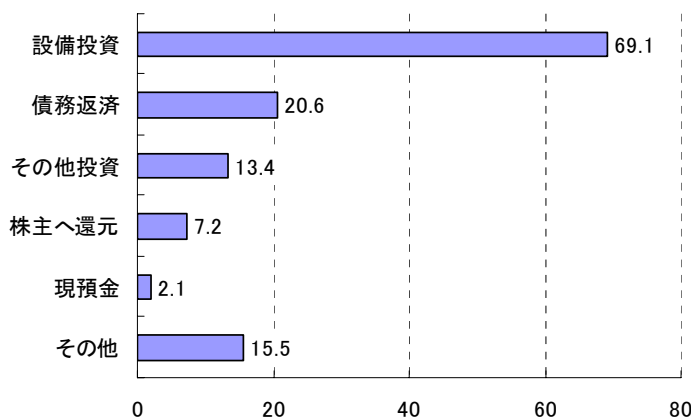
（出所）財務省資料より当社作成

資料3 減価償却の推移（35年、定額法の場合）



（出所）財務省資料より当社作成

資料4 残存簿価を引き下げた場合のキャッシュフローの使用目的



（出所）経済産業省資料

資料5：全額損金算入による減価償却費の増加の効果

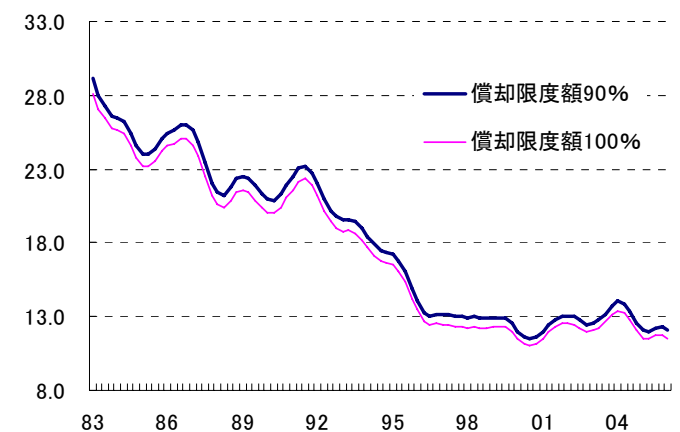
①	減価償却費の増加額	1兆6,896億円	
②	黒字企業分の減価償却費の増加額	1兆1,308億円	66.9%（黒字企業の減価償却額割合）
③	減税規模	4,471億円	39.54%（実効税率）
④	設備投資の押し上げ効果	3,130億円	0.7（足元の設備投資/キャッシュフロー比率）
⑤	設備投資の押し上げ効果（寄与度）	+0.41%ポイント	

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

○全額損金算入の効果②：資本コストの低下によって設備投資は0.6%ポイント押し上げ

設備の償却を多く行うことができれば、投下資本を早期に回収できることになるため、企業は設備投資をしやすくなると考えられる。以下では、資本コストの低下が設備投資に与える影響を考えてみる。ジョルゲンソン型の資本コスト式^(注3)を用いて資本コストを時系列で見ると、80年・90年代は低下傾向を辿っていたことが分かる(資料6)。利率が低下していたことが主因であるが、90年代末頃以降には金利の低下余地がほとんどなくなったことから資本コストはほぼ横ばい圏内の動きとなっている。足元については、資本減耗率の上昇が資本コストを上昇させているものの、資本財価格の下落率が緩和してきていることや利率も低水準で推移しているため、全体としてみれば資本コストの高まりはみられない。しかし、日銀がゼロ金利解除に踏み切り、ゆっくりとしたペースではあるものの今後は金利の上昇が見込まれる中では、資本コストも徐々に上昇圧力がかかってくる公算が大きいだろう。したがって、資本コストの上昇を抑制するという意味において、減価償却制度の見直しはより重要性が増してくると考えられる。ここで償却限度額を100%として資本コストを試算すると残存価値10%の時よりも資本コストは4.5%低下する結果となった。また、資本コストを含む設備投資関数^(注4)の推計によれば、資本コストが1%低下すれば、設備投資は0.12%ポイント上昇する負の関係が観察できる。この関係から考えれば、100%償却が可能になれば、設備投資に対しては0.6%ポイントほどの押し上げ効果が見込める。資本コストの低下というパスからの設備投資への影響についても押し上げ効果は大きいと考えられる。

資料6 資本コストの推移(4期移動平均)



(出所) 日本銀行「貸出約定平均金利の推移」、内閣府「国民経済計算」、「民間企業資本ストック」、財務省資料等から当社作成

資料7：資本コストの低下が設備投資に与える影響

①	全額損金算入されることにより、資本コストが低下	▲4.5%	残存価値10%⇒0%
②	設備投資と資本コストの関係	資本コストが1%低下すると設備投資は0.12%上昇	
③	設備投資の押し上げ効果(寄与度)	+0.57%ポイント	$0.12\% \times 4.5\% = 0.57$

○全額損金算入の効果③：固定資産税の減少によって設備投資は0.1%ポイント押し上げ

また、設備は固定資産税の対象となっているため、設備の償却が100%認められるとすれば固定資産評価額にも変更が出てくる可能性がある。償却資産に係る固定資産税の地方税に占める割合は5%強と小さくないことから、償却制度の見直しに準じて資産評価額が減少すれば、工場が多くある地域などは減収のインパクトが大きくなる可能性がある。固定資産評価額がどのように変更されるのかは現時点では不明であるものの、ここでは仮に償却資産の評価額が全体で5%低下することを想定する。その場合、2003年度の償却資産に係る固定資産税(1兆6,489億円)を基準と考えれば、企業にとっては824億円程度の減税効果が期待できる。足元のキャッシュフローに対する設備投資の割合の0.7を乗じることで設備投資押し上げ効果を算出すると577億円、0.08%ポイントの押し上げ効果が見込める。

資料 8 : 固定資産税の減少が設備投資に与える影響

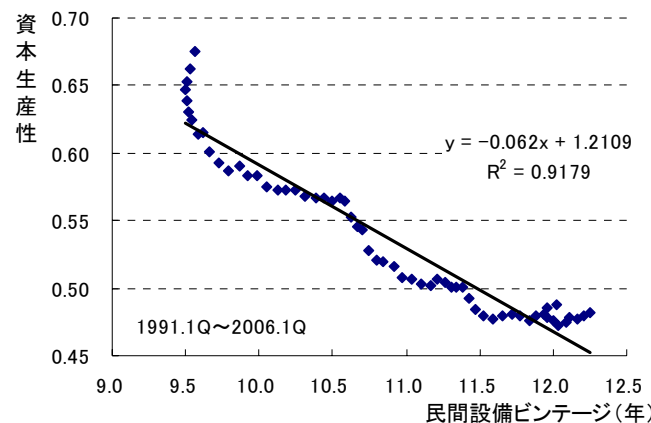
①	固定資産税	1兆6,489億円	償却資産にかかる固定資産税(2003年度)
②	固定資産税の減少額	824億円	償却資産の評価額が5%低下
③	設備投資の押し上げ効果	577億円	0.7(足元の設備投資/キャッシュフロー比率)
④	設備投資の押し上げ効果(寄与度)	+0.08%ポイント	

○長期的な経済活性化という視点からも、減価償却制度の見直しは実施すべき

減価償却制度の見直しによる①減価償却費の増加による手元資金の増加、②資本コストの低下、③固定資産税の減少の3つのパスからの影響を合計すると、見直し当初では設備投資は1.1%ポイントの押し上げ効果が見込めると考えられる。制度見直しの具体案が明らかでないことからいくつか仮定をおいての試算であり、推計結果は幅を持つてみる必要があるが、設備投資の押し上げ効果は小さくない。ただし、対象が新規投資分などに限られた場合には、この見直しによる効果は大きく減少する。企業活動の活発化を促すためには、既存設備も含めた見直しが求められよう。

さらには設備投資が促進されることによって設備ストックの質が向上すれば、生産性の向上にもつながる可能性がある。GDPギャップがほぼなくなってきた現在、潜在成長力の引き上げが今後の課題となってくるが、減価償却制度の見直しは長期の観点からしても有効であろう。すなわち、少子高齢化が進展するにつれて生産人口の増加が期待しにくい以上、労働力の増加による成長は見込みにくくなっていく。長期的な成長を遂げる上では、資本の蓄積や技術の進歩がこれまで以上に重要なファクターとなってくる。設備の質を評価することは難しいが、新しい設備の方が高い技術を備えていると考え、設備のビンテージを設備の質の代理変数として設備のビンテージと資本生産性をプロットしてみると、逆相関の関係にあることが確認できる。直近までの15年間の関係から判断すればビンテージが1年上昇すると資本生産性は0.06低下する。これまでの長期不況の中で設備投資は手控えられてきたことから、旧型の設備を長く使用している企業は少なくないと思われる。減価償却制度の見直しによって質の高い設備投資のストックを充実させることは急務であろう。長期的な経済活性化という視点からも、設備投資の増加およびビンテージの低下につながる減価償却制度の見直しは実施すべき政策といえる。

資料 9 資本生産性と民間設備ビンテージ



(出所) 内閣府「国民経済計算」、「民間企業資本ストック」等から当社作成

(注1) 試算方法については、設備投資額を毎年一定と仮定した資本ストックを想定して償却率を計算した。内閣府公表の形態別総固定資本形成を参考とし、機械設備、構築物をそれぞれ50%とした上で、償却率の変化分を試算。なお、それぞれの資産の耐用年数は1970年の国富調査における資産別平均耐用年数の機械および装置(11.5年)、構築物(34.5年)を参考基準とした。また、平均耐用年数ですべての設備が廃棄されていることは考えにくいいため、それぞれ平均耐用年数+5年までを設備ストックに計上した。

(注2) 設備投資のキャッシュフローに対する割合は現状では0.7程度であるため、今回はその割合を用いて試算した。ただし、企業の設備投資欲は上向いてきていることから制度見直し時には、より多くが設備投資へと向かう可能性もある。その場合には、設備投資の押し上げ効果はより大きくなることには留意が必要である。

(注3) 資本コスト = $\frac{(r + \delta - q)(1 - uZ)}{1 - u} \times D$

r : 利子率 (貸出約定平均金利) u : 実効法人税率
 δ : 資本減耗率 Z : 減価償却費現在価値
 q : 資本財価格比率 D : GDPデフレーター

(注4) <設備投資関数>

$$\text{設備投資} = 1.69 + 0.68 * \text{キャッシュフロー} \quad (-3) + 8.63 * \text{ROA} - 0.12 * \text{資本コスト} \quad (-4) - 5.42 * \text{インタレストカバレッジレシオ} \quad (-2)$$

(2.58) (9.29) (7.43) (-2.60) (-3.97)

自由度修正済み決定係数 : 0.748 推計期間 : 1984年1Q~2006年1Q 下段のカッコ内は t 値